

## 令和2年度 学校で取り組む自殺予防支援事業

# 利用の手引き

R2.4.1 版

### 1 事業目的

学生や学校関係者、保護者等の自殺対策に対する関心を高めるために、県内高等学校生徒（若年層）を対象に出前講座を実施し、自分自身や周りにいる人の命を大切にすること、困ったときに対応できる力を養うことを目的とする。

### 2 研修対象

県内高等学校（公立・私立を問わない）。

### 3 選定方法

利用申込のあった学校から先着順。ただし、希望する内容や時期によっては採択しないこともある。

### 4 研修時期

令和2年6月1日から令和3年1月31日までの間で各校の希望する日

具体的な日時は各校と当事業受託者（以下、「受託者」という。）とが協議して決定

### 5 研修内容

命の大切さ、自分を大切にすること、周りの人の命を守ること等に必要な知識と技術を学ぶための講話とロールプレイを実施する。

研修内容は下記のA・Bの2つの講座にわけ、各校はいずれかの講座を選んで申し込む。

※ 基本的には生徒（高校生）を対象とした研修内容とするが、保護者等も受講可とする。

<A> セルフケア講座（自分を大切にすること）

自分自身はかけがえのない存在であること、支え合い生きること、セルフケア、ストレスコーピング

<B> ゲートキーパー講座（周りの人の命も守る）

友だちが悩んでいるときの対処法、声のかけ方、傾聴の方法、ゲートキーパーの役割

### 6 実施方法

A・B両講座とも、1回につきおおよそ50分～90分程度とする。（受託者との協議可）

また、各校での研修の実施は、一年度につき原則一回とする。

### 7 利用にあたっての要件

① 講師旅費を負担すること。（講師報酬は不要）

旅費の計算にあたっては県の規定を準用すること。

② 受講後、「様式2号 受講後アンケート」を用いて効果測定を行うこと。

事業の効果測定のため統一した様式を使用

各校で独自にアンケート等を行う場合は、別に用意して下さい。

③ 研修受講後1ヶ月以内に「様式3号 利用報告書」を受託者に提出すること。

その際、控えを各校にて保管しておいて下さい。

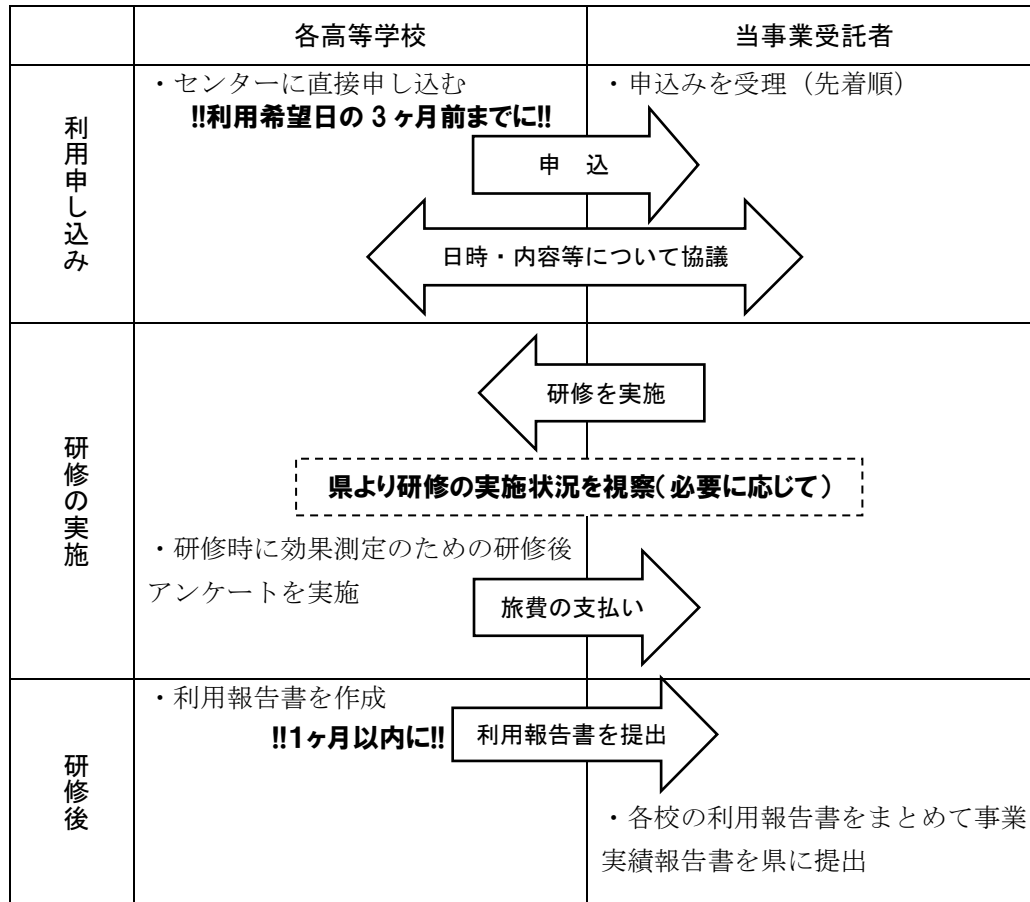
## 8 申込方法

「様式1号 利用申込書」を受託者宛に FAX もしくは Eメールにて提出。

※ 原則として先着順で受付。ただし、希望する内容や時期によっては採択しないこともある。

※ 必ず利用希望日の3ヶ月前までに申し込むこと(6月実施分をのぞく)。利用希望日まで3ヶ月未満の場合は採択しないことがある。

## 9 利用申込とその後の流れ



## 10 注意事項

- ① 必ず利用希望日の3ヶ月前までに申し込んで下さい。
- ② 研修の日程や具体的な内容については各校と受託者とで事前によく相談し、準備をすすめて下さい。

## 11 申込書等の提出先(令和2年度受託者)

NPO 法人ゲートキーパー支援センター

尼崎市御園町24番地

TEL&FAX : 06-6415-8829

Mail : nikonikomoban@amail.plala.or.jp

## 12 事業に関する問い合わせ先

兵庫県健康福祉部障害福祉局いのち対策室 担当: 香木(こうき)

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

TEL : 078-341-7711 (内線 3091) FAX : 078-362-3911

Mail : Akemi\_Kouki@pref.hyogo.lg.jp